

R7年度 いじめ防止基本方針

第1章 基本的事項

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条によるいじめの定義 児童等：児童生徒）

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。
- (2) いじめであるか否かを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒や家庭からの情報収集に努め、状況をしっかり把握した上で判断する。
- (3) いじめの認知は、特定の教職員だけではなく、「学校におけるいじめ防止等のための組織」を活用して行う。
- (4) いじめに当たると判断した場合でも、行為を行った生徒に悪意がなく、好意から行った行為や障害特性からくる行為に対しては、双方や関係者に理解を求めながら適切に対応する。
- (5) 具体的な「いじめの態様」は、以下のものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

- (6) 「いじめ」の中には、警察と連携・対応をとることが必要なものもある。

- ①「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められるもの。
- ②生徒の生命、身体及び財産に「重大な被害」が生じるもの。

2 いじめの理解

- (1) 「いじめ」はどの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- (2) いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、被害にも加害にもなりうるものである。
- (3) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、複数の者から集中して行われたりする

ことで、「暴力を伴ういじめ」へと発展し、生命や身体に重大な危険を生じることがあるということを十分理解しておく必要がある。

- (4) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、周りでおもしろがったり周辺で暗黙の了解を与えたりする観衆や傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- (5) 他者からは小さなことに見える事柄でも、以前経験したことを思い出して、つらいと感じるケースが多いということを理解しておかなければならない。
- (6) 本校においては、障害の特性から、理解力やコミュニケーション能力の未熟さ等により、意図に反して相手を傷つけてしまったり、「いじめられた」と勘違いしてしまったりすることによるトラブルが生じることがある。このようなケースについては、慎重に見極めると共に、「自立活動」の指導との関連の中で、意図的に指導して学習させていくことが重要であると考ええる。

3 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめの防止

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには下記の観点が重要である。

全ての生徒を対象とした いじめの未然防止	○全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。 ○いじめの背景にある「ストレス」等の要因に着目し、その改善を図り、 ストレスに適切に対処できる力を育む。 ○全ての生徒が「安心」でき、「自己肯定感」や「充実感」を感じられる 学校生活づくり。
心の通う人間関係を構築 する能力の素地	○生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認 め、お互いの人格を尊重し合える態度など。
いじめを生まない土壌	○いじめの問題への取組の重要性について地域住民に認識を広め、 地域、家庭と一体となって取組を推進する。

(2) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。

(3) 家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭と連携する。具体的には、必要に応じて PTA 役員会や学校運営協議会等がいじめの問題について協議する機会を設けるなど地域、家庭と連携した対策を推進する。

(4) 関係機関との連携

学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局)との適切な連携をする。

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から情報共有体制を構築しておく。

第2章 いじめ対策のための組織

1 組織名

静岡県立富士特別支援学校 富士東分校 人権教育委員会(いじめ防止対策委員会)

2 構成員等

校長、副校長(教頭)、部主事、生徒指導課担当、学年主任

外部委員 学校運営協議会委員

必要に応じて、学級担任や関係の深い教職員を委員に追加できるものとする。

ケースによっては、心理・医療・教育・警察、福祉等の専門家など、外部の専門家の協力を求めて対応をする。

3 役割

- (1)いじめに関する情報の集約と共有化
- (2)いじめであるかどうかの判断
- (3)学校いじめ防止基本方針に沿った組織的な対応の確認
- (4)学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、計画的な実施のチェック
- (5)いじめ防止等の取組についての検証

第3章 いじめの防止のための対策

本校では、教職員があたりまえのこととして、高い人権意識をもって、日々の指導を行うことを大切にしている。また、そのための研修や人権スローガンを設定し、人権意識向上に努めている。

「いじめは、どの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、「いじめに向かわせない」ための未然防止に取り組むことが重要である。

1 未然防止の基本

- (1)教職員が明るい挨拶を心掛け、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2)集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (3)教職員が人権を大切にしたかわりをし、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

2 いじめ防止のための取組

- (1)人権を重視した教育活動の推進

学校生活の中で、生徒一人一人が自己を理解し、自分を大切に思う気持ち(自尊感情)を高め、社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育み、互いを尊重する感覚(人権感覚)を発達段階に応じて育てる。

(2) 生徒と教職員との信頼関係づくり

- ①教職員が生徒の障害特性、行動や心情の変化、その背景などを深く理解し、よさや可能性に目を向け、積極的に認め、褒める。
- ②生徒に公平に接し、一人一人を尊重した姿勢や態度で接する。
- ③不安や悩みを抱える生徒には、その心情に共感的に関わり、自らの力で解決できるように助言や支援をし、安心感、信頼感を築く。
- ④障害の特性から、理解力やコミュニケーション能力の未熟さ等により、意図に反して相手を傷つけてしまったり、「いじめられた」と勘違いしてしまったりすることが生じることがある。このようなケースについては、自立活動との関連の中で、指導をすすめていく。また、この指導を通して「いじめはいけないことであること」や「いじめの加害者や被害者にならないように」といった意識を持たせていく。

(3) 生徒同士の望ましい人間関係づくり

- ①委員会など一人一人の役割や活動の場を設定して、実績や成果だけでなく、取り組む姿勢や努力を互いに認め合い、たたえ合う雰囲気づくりを大切にする。
- ②作業学習などの協働的、体験的な活動を通して、協力して課題を解決する喜びを共感し合う場や機会を意図的・計画的に設定し、自他の理解を深め、互いに尊重し合う関係を築く。
- ③富士特別支援学校本校、富士宮分校、富士東高校との交流など、同年代の人々との交流活動を通して、互いの理解を深め、尊重し合う関係を築く。
- ④生徒の発達段階に応じて、いじめについて考える場や機会を設定する。
- ⑤学級活動や生徒会活動など生徒が学級や学校の問題を解決する場を設定して、助け合いや思いやりの心を大切にしたい学校生活づくりを進める。

(4) 生徒指導における指導体制及び方法の確認と研修会等の実施

人権、いじめ防止のための学習会を実施する中で指導体制、方法の確認を行う。

(5) 「ネット上のいじめ」の未然防止

インターネット上の掲示板の書き込み等による、ネット上のいじめに関するトラブルを予防するためその行為が「人権侵害であること」、「犯罪であり警察に補導・検挙されること」等を指導する。その際、保護者と連携した指導に努める。

(6) いじめ防止に関する年間計画

- ①あいさつ運動の実施(生徒会活動、富士東高校との連携) 毎月末(6月～)
- ②お互いの長所等を発表し、認め合う学級活動の実施…各学期1回、計3回実施
- ③インターネット・携帯電話の安心安全講座の開催…「スマホ・ケータイ安全教室」(9月)

第4章 いじめの早期発見

いじめの認知については、件数が多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要である。いじめの存在を把握しなければ、対策へとつながることができないことから、できる限り早い段階で認知し、対応するという姿勢を持ち、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組んでいく。

1 アンケート、聴き取り調査の実施

生徒に対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート又は聴き取り調査等を行う。

2 個別面談及び三者面談の実施

ホームルームの時間を活用するなどして、生徒と教員との面談を実施し、悩みの有無やいじめに関する状況等を早期に把握する。また、定期的実施している三者面談(生徒・保護者・教員)を活用して、生徒のいじめの早期発見に役立てる。

3 保護者や地域との協力・連携

保護者や地域の方々が生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に連絡・相談できるような関係をつくるように、日頃から心掛ける。保護者に対しては、日頃の指導の成果を示すことを通して、また、連絡帳や学年便り、学年懇談会、三者面談等とおして信頼関係を築くよう努める。地域に対しては地域の団体等との交流、地域の企業等での作業学習、バザー販売への参加等を通して学校及び生徒の理解につなげていく。

4 いじめの疑いへの早急な対応

教員がいじめの可能性や疑いを感じた場合は、直ちに学年の職員で話し合い、情報を収集して確認に努める。その経過及び結果を速やかにいじめ対策委員会に報告する。

5 いじめの早期発見に関する年間計画

(1) 生徒への個別面談の実施…隔月1回。実施日は各学年による。

三者面談(生徒・保護者・教員)3回を含む。

(2) 生徒へのアンケートの実施…年間2回(7月、12月)

※いじめ早期発見のための計画

	全体計画
4月	・いじめ防止基本方針の周知 ・学年での指導方針の確認 ・三者面談
5月	
6月	
7月	・生徒アンケート調査、聞き取り①
9月	・夏休みの生徒の状況把握 ・三者面談
10月	
11月	
12月	・生徒アンケート調査、聞き取り②
1月	・冬休みの生徒の状況把握・チェックリスト活用(教員)
2月	・三者面談 ・生徒指導状況の把握 ・保健室来室記録簿の確認
3月	・『いじめ問題取組状況に関する調査』報告

第5章 いじめに対する措置

1 いじめ防止対策委員会の招集

富士特別支援学校 富士東分校 いじめ防止対策委員会の招集

2 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

3 いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織（富士特別支援学校富士東分校いじめ防止対策委員会）」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署、教育委員会に通報し、適切に援助を求める。

4 いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

① 事実関係の聴取	○いじめを受けた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめを受けた生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。 ○もともと信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。 ○生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
② 保護者への連絡	○家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた生徒や保護者に対し、「徹底して守り通すこと」「秘密を守ること」を伝え、できる限り不安を除去する。

	○事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。
③ 支援体制	○いじめを受けた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝え、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。 ○いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、子どもの意向をくみながら環境の確保を図る。 ・別室登校や登下校の方法などを立てる。 ・状況に応じて出席停止制度を活用する
④ 関係機関との連携	○いじめの状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官など外部専門家の協力を得る。 ○いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。 ○また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

5 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

① 事実関係の聴取	○いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。 ○いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
② 保護者への連絡	○事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する。 ○事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
③ いじめた生徒への指導	○いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であり、いかなる事情があってもいじめは許されないことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ○いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。 ○いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。 ○教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。 ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

6 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、「自分の問題」として捉えさせる。

- (1) たとえ、「いじめを止めさせる」ことはできなくても、「誰かに知らせる勇気」を持つよう伝える。
- (2) 「はやしたてる」など同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに「加担する行為」であることを理解させる。
- (3) 学級全体で話し合うなどして、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という態度を行き渡らせるようにする。
- (4) 勇気ある行動ができなかった自分を見つめなおし、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

※全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

7 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、「被害の拡大」を避けるため、直ちに削除する措置をとる(違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりするようプロバイダに求める)。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

第6章 重大事態への対処

1 重大事態の発見と調査

(1) 重大事態とは

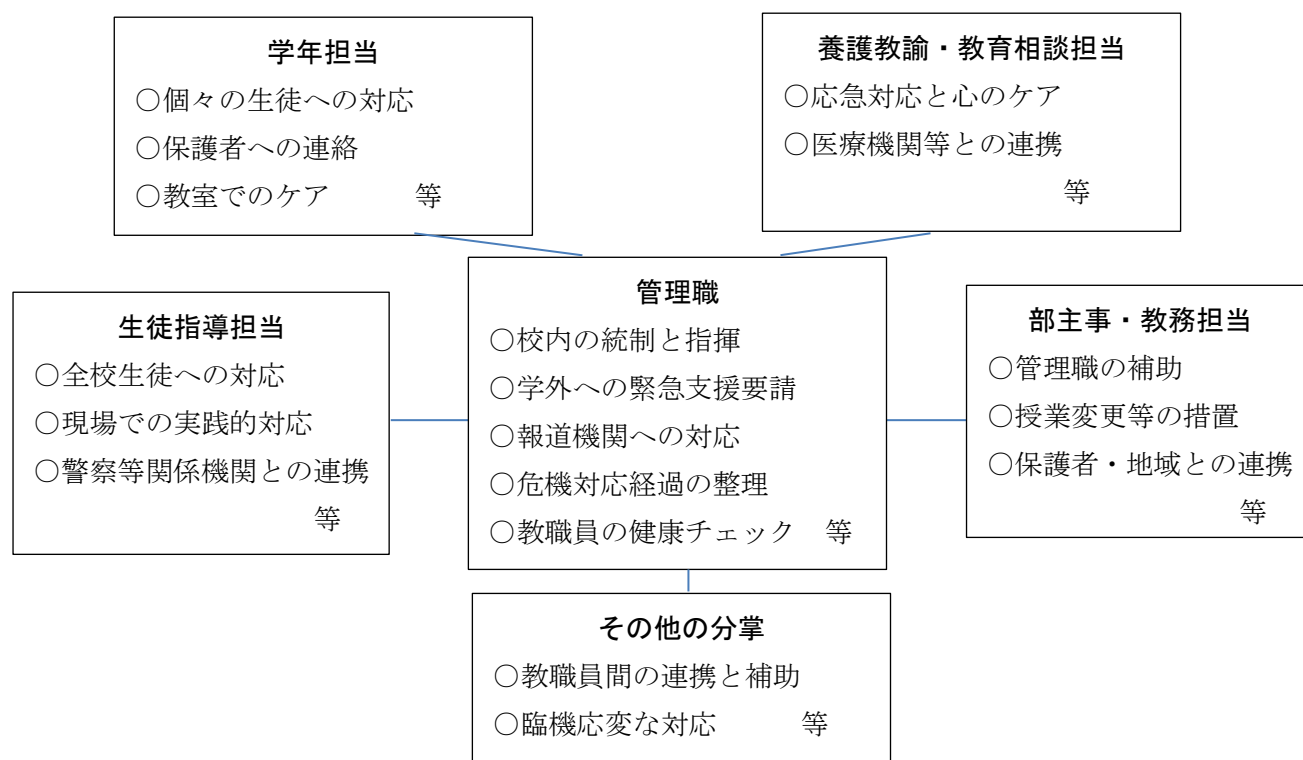
- ① いじめにより、「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると認めるとき。(生徒が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより、生徒が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認めるとき。(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査)
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。
(重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる)

(2) 重大事態発生時の基本的な対応

- ・管理職へ、正確な情報を迅速、正確に伝える。
- ・学校は学校設置者に報告し、設置者の判断のもと事態への対処や同種の事態の防止に向け組織を設ける。
- ・関係者からの聴き取り調査等を速やかに行い、事実関係を把握する。
- ・状況によっては、躊躇なく警察、教育委員会等関係機関へ支援を求める。('CRT派遣要請'等を念頭に置く。)

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者へ調査の結果をもとに、事実関係などの情報を提供するとともに、二次被害を防止する。

(3) 校内の組織体制と役割分担



(4) 調査を行うための組織

- ①学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめ防止対策委員会」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加える。（心理の専門家、警察等）
- ②学校の設置者が調査主体となる場合：県教育委員会に附属機関として調査組織を置き、調査を実施することが考えられる。この調査組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図る等、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校の設置者・学校の不都合なことがあったとしても事実にしっかりと向き合っって対応する。

A いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合	いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施。
B いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合	当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取

※ 自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。

(6) 調査結果の提供及び報告

- ①質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- ②学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必

要な情報を適切に提供する。

③希望に応じて、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

④学校は調査の結果を、県教育委員会を通じて知事に報告する。

(7)説明責任とマスコミ対応・危機管理

個人情報保護への配慮の上、正確な情報を提供する。

①保護者への対応(保護者会)

趣旨説明:子どもを守り、より良い方向に導くという、保護者と学校が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図る。

情報提供:全ての子どもや保護者の心情・背景など、教育的な配慮の下、正確な情報を伝える。

対応策の提示:保護者の信頼が得られるよう今後の指導方針や学校体制等の具体的な対応策を伝える。

②マスコミへの対応

- ・取材要請があった場合、教育委員会と連携し、窓口の一本化を図る。
- ・多くの取材要請が予想される場合、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関して校内への立ち入り、取材場所、時間等について留意するよう依頼する。
- ・取材要請が多いことが予想される場合、記者会見を開き対応する。その際、会見場所、時間等については、教育委員会と相談して学校運営の混乱を招かないよう配慮した対応に努める。
- ・不明なことや把握していないことは、その旨を正確に答える。断片的な情報で誤解を与えることがないようにする。